

2023年6月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので  
予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了  
いたします。

<対象ファンド>

ファンド名称	約款変更予定日
にいがた未来応援日本株ファンド	2023年6月28日
明治安田高配当サステナビリティ日本株式マザーファンド	2023年6月28日

<変更内容>

- ・デリバティブ取引制限（利用目的をヘッジ目的及び現物代替に限定）
- ・信託期間の無期限化（にいがた未来応援日本株ファンド）
- ・投資対象を「にいがた関連株式」から新たに設定する「明治安田にいがた関連株式マザー  
ファンド」への変更（にいがた未来応援日本株ファンド）

<変更理由>

投資家の皆様へ新 NISA 制度を活用した投資機会を提供するため、デリバティブ取引の利用目的  
及び信託期間に関する要件に適合させるための約款変更を行うものです。

また、運用の効率化を図るため投資対象をマザーファンドへ変える約款変更も併せて行います。  
なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社  
フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

追加型証券投資信託

にいがた未来応援日本株ファンド

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドを通じてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド（以下、「各マザーファンド」ということがあります）</u> 受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 ① <u>明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</u> ・ <u>明治安田にいがた関連株式マザーファンドの運用においては、にいがた関連株式の中から財務状況や流動性、バリュエーション等を考慮して銘柄を選定します。</u> <u>※にいがた関連株式とはわが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）のうち</u> ・ <u>新潟県に本社（これに準ずるものを含む）がある企業</u> ・ <u>新潟県に工場や店舗等があるなど新潟県の経済に貢献している企業</u> ・ <u>明治安田高配当サステナビリティ日</u></p>	<p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>わが国の金融商品取引所に上場されている株式に直接投資するとともに明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドを通じて実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</u></p> <p>2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>にいがた関連株式および明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります）</u> 受益証券を主要投資対象とします。 <u>※にいがた関連株式とはわが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）のうち</u> ・ <u>新潟県に本社（これに準ずるものを含む）がある企業</u> ・ <u>新潟県に工場や店舗等があるなど新潟県の経済に貢献している企業</u></p> <p>(2) 投資態度 ① <u>にいがた関連株式および明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</u> ・ <u>にいがた関連株式の運用においては、にいがた関連株式の中から財務状況や流動性、バリュエーション等を考慮して銘柄を選定します。</u> ・ <u>マザーファンドの運用においては、</u></p>

新	旧
<p><u>本株マザーファンドの運用においては、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）の中から、予想配当利回りが市場平均を上回り、配当や業績等の安定性が高いと判断される銘柄を厳選します。</u></p> <p>② <u>各マザーファンドの配分比率については、リスクコントロールの観点から各マザーファンドにおける投資対象銘柄の時価総額や流動性等を考慮し適宜変更します。</u></p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>わが国の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）の中から、予想配当利回りが市場平均を上回り、配当や業績等の安定性が高いと判断される銘柄を厳選します。</p> <p>② <u>にいがた関連株式とマザーファンドの配分比率については、リスクコントロールの観点から投資対象銘柄の時価総額や流動性等を考慮し適宜変更します。</u></p> <p>③～⑤ 〈略〉</p> <p>(3) 投資制限 ①～⑦ 〈略〉</p> <p>⑧ <u>デリバティブ取引は、約款所定の範囲で行います。</u></p>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託期間)</p> <p>第 4 条 <u>この信託の期間は、信託契約締結日から第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項および第 56 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</u></p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として、<u>明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドの受益証券のほか、次</u></p>	<p>(信託期間)</p> <p>第 4 条 <u>この信託の期間は、信託契約締結日から 2024 年 12 月 13 日までとします。ただし、第 59 条の規定により信託期間が延長された場合には、延長された信託期間の満了日までとします。</u></p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として、<u>明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドの受益証券のほか、次</u></p>

新	旧
<p>の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(後略)</p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 24 条 <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③ <u>委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 25 条 <u>委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p>有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(後略)</p> <p>(先物取引等の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 24 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）</u>、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>③ <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)</p> <p>第 25 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</u></p>

新	旧
<p>②～⑤ 〈略〉</p> <p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 26 条 <u>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約取引の指図および範囲)</p> <p>第 33 条 <u>委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(信託期間の延長)</p> <p>第 59 条 <u>(削除)</u></p>	<p>を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～⑤ 〈略〉</p> <p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 26 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約取引の指図および範囲)</p> <p>第 33 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(信託期間の延長)</p> <p>第 59 条 <u>委託者は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p>

## 親投資信託

明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド

### 【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ 〈略〉</p> <p>⑨ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p> <p>⑩ <u>(削除)</u></p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>①～⑧ 〈略〉</p> <p>⑨ <u>有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。</u></p> <p>⑩ <u>スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。</u></p>

新	旧
⑪ <u>（削除）</u>	⑪ <u>金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。</u>

約款

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
<p style="text-align: center;">（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 20 条 <u>委託者は、</u>わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、</u>わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ <u>委託者は、</u>わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 21 条 <u>委託者は、</u>異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p> <p>②～⑤ 〈略〉</p>	<p style="text-align: center;">（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 20 条 <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p> <p>② <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第 21 条 <u>委託者は、</u>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。</p>

新	旧
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第 22 条 <u>委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約取引の指図および範囲) 第 30 条 <u>委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>	<p>②～⑤ 〈略〉</p> <p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図) 第 22 条 <u>委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p>②～④ 〈略〉</p> <p>(外国為替予約取引の指図および範囲) 第 30 条 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p> <p>②～③ 〈略〉</p>

以上